



人 委 第 261 号  
平成 25 年 12 月 25 日

大阪市会議長 木 下 吉 信 様

大 阪 市 長 橋 下 徹 様

大阪市人事委員会委員長 西 村 捷 三

### 職員（保育士、幼稚園教員）の給与に関する報告

大阪市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、保育士及び幼稚園教員の給与等に関し、別紙のとおり報告し意見を申し出ます。



別紙

## 報 告

本委員会は、毎年、地方公務員法に基づき職員の給与を民間企業従業員の給与と均衡させることを基本として勧告を行ってきたところであるが、公民比較の対象としてきたのは、本市側は一般的な事務・技術職である行政職職員であり、民間側はこれに類似すると認められる事務・技術関係職種従業員であって、本市の保育士及び幼稚園教員については、これまで、民間の従業員との比較はしてこなかった。また、本市の保育士については行政職給料表が、幼稚園教員については小学校・中学校教育職と同じ給料表が、それぞれ適用されている。

このような状況の下、民間にも同種の職種が存在する保育士や幼稚園教員等についても、公民の給与水準等の調査を行い、また、その職種独自の給料表を作成すべきではないかとの指摘がなされており、昨年7月に策定された本市の市政改革プランにおいては、保育士等の給与について民間の同種の業務の従事者との均衡を考慮した適正な水準にしていくことが掲げられている。

本委員会は、民間に同種の職種が存在する場合、比較に足るだけの職員数が存在するか、本委員会単独で有効な調査を行うことが可能かなど、諸条件を勘案の上、保育士及び幼稚園教員については、これらの職種にそれぞれ独自の給料表を作成すべきかどうか等を検討するため、市内の民間における同職種従業員の給与水準等に関する必要な調査研究を行ってきた。

調査研究の概要は次のとおりである。

### 1 保育士の給与水準

#### (1) 職員の給与

本市保育士について、本委員会が実施した平成25年職員実態調査によると、本年4月現在における人数は1,069人で、平均年齢は44.7歳である。保育士には、行政職給料表が適用されており、その給与等の状況は第1-1表のとおりである。

第1-1表 本年4月現在における本市保育士の給与等の状況

項 目	内 容	項 目	内 容	
給 料 月 額	331,142 円	人 員	1,069 人	
	(312,793 円)	平 均 年 齢	44.7 歳	
扶 養 手 当	5,984 円	平 均 勤 続 年 数	21.6 年	
管 理 職 手 当	636 円	平 均 扶 養 親 族	0.6 人	
	(604 円)	学 歴 別 構 成 比 (最 終 学 歴)	大 学 卒	10.4 %
地 域 手 当	50,664 円		短 大 卒	85.8 %
住 居 手 当	4,261 円		高 校 卒	3.8 %
単 身 赴 任 手 当	0 円		中 学 卒	—
平 均 給 与 月 額	392,687 円	(374,306 円)		

- (注) 1. ( ) 内は、給料及び管理職手当の減額措置実施後の額である。  
 2. 給与減額措置として、給料月額（課長代理級▲11.5%、係長級以下▲3%～▲9%）及び管理職手当（▲5%）の減額が実施されている。

また、昨年8月の行政職給料表の改正に伴い、給料月額が引き下げられた者については、経過措置が設けられているが、この経過措置が終了した場合の保育士の給与の状況を本年4月の人員配置で試算すると、第1-2表のとおりとなる。

第1-2表 経過措置が終了した場合の保育士の給与の状況（試算）

項 目	内 容
給 料 月 額	323,753 円
扶 養 手 当	5,984 円
管 理 職 手 当	636 円
地 域 手 当	49,556 円
住 居 手 当	4,261 円
単 身 赴 任 手 当	0 円
平 均 給 与 月 額	384,190 円

- (注) 本年4月の人員配置の状況で、昨年8月に実施された給料表の改正に伴う経過措置が終了したと仮定して試算した値である。

## (2) 民間の給与

本委員会は、本市保育士と同職種の民間従業員の給与水準等を把握するために、こども青少年局と連携を図りながら、大阪市私立保育園連盟等の協力を得て、市内の認可保育所（公設置民営保育所を含む。）及び認可外保育施設を対象に、保育士民間給与実態調査（以下「保育士民間給与調査」という。）を実施した。なお、認可保育所については定められた認可基準の下、公立保育所と同等の保育内容を提供していると評価できることから、すべての保育所を調査対象とし、認可外保育施設については、その保育内容等について本市では把握しておらず、公立保育所の保育内容と同等であるか不明であることから、在籍児童数が最小規模の公立保育所を基準に、それ以上の規模の保育施設、すなわち在籍児童 30 人以上の保育施設を調査対象とした。

上記基準に基づき、認可保育所 319 園、認可外保育施設 23 園、合わせて 342 園を対象として調査を実施し、うち 339 園において調査を完了した（調査完了率 99.1%）。調査では、本年 4 月に実際に支払われた給与月額等を調査した。（参考資料 第 5 表その 1）

なお、認可外保育施設で働く保育士の職務内容に関しては、給与月額の調査と併せて、保育所保育指針に示された保育目標や保育方針を具体化する指導計画等を作成しているか、個々の児童の保育記録等を直接作成し、あるいは保護者との面談や連絡票等を活用して保育に従事しているか等の項目について確認を行い、公立保育所で働く保育士の職務内容と概ね同等であると考えている。ただし、認可外保育施設では、認可外保育施設指導監督基準において「保育に従事する者の概ね 3 分の 1（保育に従事する者が 2 人の施設（中略）にあつては、1 人）以上は、保育士又は看護師の資格を有する者であること」と定められており、そもそも保育士資格を有する者の数が少なく、しかも、保育士資格を有する者の多くは非正規雇用、あるいは短時間勤務であり、本市保育士と比較すべきフルタイムの正規雇用の数は、今回の調査データ数全体の 2% 弱にすぎない結果であったこ

とを付記しておく。

## 2 幼稚園教員の給与水準

### (1) 職員の給与

本市幼稚園教員について、本委員会が実施した平成 25 年職員実態調査によると、本年 4 月現在における人数は 264 人で、平均年齢は 37.9 歳である。幼稚園教員には、幼稚園・小学校・中学校教育職給料表が適用されており、その給与等の状況は第 2-1 表のとおりである。

第 2-1 表 本年 4 月現在における本市幼稚園教員の給与等の状況

項 目	内 容	項 目	内 容	
給 料 月 額	333,964 円	人 員	264 人	
	(311,489 円)	平 均 年 齢	37.9 歳	
扶 養 手 当	2,785 円	平 均 勤 続 年 数	13.7 年	
管 理 職 手 当	13,234 円	平 均 扶 養 親 族	0.3 人	
	(12,572 円)	学 歴 別 構 成 比 (最 終 学 歴)	大 学 卒	54.2 %
地 域 手 当	34,998 円		短 大 卒	45.8 %
	(34,932 円)		高 校 卒	—
住 居 手 当	6,161 円		中 学 卒	—
単 身 赴 任 手 当	0 円			
平 均 給 与 月 額	391,142 円	(367,939 円)		

(注) 1. ( ) 内は、給料及び管理職手当の減額措置実施後の額である。

2. 給与減額措置として、給料月額（園長及び管理職手当受給者▲11.5%、その他一般の教諭▲3%～▲9%）及び管理職手当（▲5%）の減額が実施されている。

また、平成 18 年 4 月の給与構造改革における幼稚園・小学校・中学校教育職給料表の改正に伴い、給料月額が引き下げられた者に対する現給保障額については、経過措置が設けられているが、この経過措置が終了し、現給保障額が解消された場合の幼稚園教員の給与の状況を本年 4 月の人員配置で試算すると、第 2-2 表のとおりとなる。

第2-2表 現給保障額が解消された場合の幼稚園教員の給与の状況(試算)

項 目	内 容
給 料 月 額	333,903 円
扶 養 手 当	2,785 円
管 理 職 手 当	13,234 円
地 域 手 当	34,995 円
住 居 手 当	6,161 円
単 身 赴 任 手 当	0 円
平均給与月額	391,078 円

(注) 本年4月の人員配置の状況で、平成18年4月の給与構造改革における現給保障額が解消されたと仮定して試算した値である。

(2) 民間の給与

本委員会は、本市幼稚園教員と同職種の民間従業員の給与水準等を把握するために、教育委員会事務局及びこども青少年局と連携を図りながら、大阪市私立幼稚園連合会等の協力を得て、市内のすべての私立幼稚園136園を対象に幼稚園教員民間給与実態調査(以下「幼稚園教員民間給与調査」という。)を実施し、うち128園において調査を完了した(調査完了率94.1%)。調査では、本年5月に実際に支払われた給与月額等を調査した。

(参考資料 第5表その2)

# 意 見

## 1 本市保育士及び幼稚園教員をとりまく状況

現在、待機児童の問題は、全国的にも大きくクローズアップされているところであるが、本市においても待機児童の解消は、子育て世代をサポートする重要な施策の一つであり、より一層の民間保育所の整備等が進められるとともに、その財源の確保や、民間における保育士等人材の確保にも取り組んでいくことが求められている状況にある。

他方、本市では、昨年7月に策定された市政改革プランにおいて「(省略)幼稚園については、民間移管を推進し、保育所については、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進する。」との方針とともに、保育士等の給与について、民間の同種業務従事者との均衡を考慮した適正な水準にしていくことが示されている。

なお、上記については、特別な支援を要する園児たちへのサポートが、行政としての責務であるとの認識に立ちつつ、本市の厳しい財政状況において、民間の幼稚園、保育所と比べ運営費が高く、多額の市費を投入している公立の幼稚園、保育所の民間移管等を進め、コスト削減を図ることにより、待機児童解消のための財源や、幼児教育全体の充実を図る財源を生み出すための改革の取組として進められていることに留意しておく必要がある。

## 2 公民給与の比較の在り方等

本委員会は、職員の給与を民間企業従業員の給与と均衡させることを基本に勧告を行う際、公民給与の比較方法として、いわゆるラスパイレス方式を採用し、職員給与と民間給与調査によって明らかとなった民間従業員の給与の比較を行い、その給与額の差（公民較差）を算出してきた。本市の一般的な事務・技術職である行政職職員に適用される行政職給料表については、民



間のこれに類似すると認められる事務・技術関係職種従業員の給与水準と均衡するよう策定されているものであり、民間給与の状況の変化は、毎年、公民較差という形で給料表等の給与に反映されてきたところである。

一方、保育士及び幼稚園教員については、これまで、その給与水準について民間の同職種従業員の給与水準との比較を行っておらず、また、保育士については主に事務・技術職に適用されている行政職給料表が、幼稚園教員については小学校及び中学校の教員にも適用される幼稚園・小学校・中学校教育職給料表が、それぞれ適用されているため、これらの給料表の構造等、本市職員給与の状況と民間給与の状況との適応性やその職種独自の給料表を作成する必要性等を検討する必要がある。

そのため、従来のラスパイレス方式による比較により、現在の給料表等の給与水準を前提に民間との給与較差を算出することは適当ではなく、今回の民間給与の調査結果を用いた公民給与の比較方法については、本市の保育士及び幼稚園教員に適用されるべき給料表水準等、給与の在り方を検証できるような方法である必要がある。

#### (公民比較の方法)

給与決定については、一般的に職種、役職段階、年齢等が重要な影響を与える要素となっていると考えられるが、異なる集団の間ではこれらの給与決定要素ごとの人員構成が異なっており、単純な平均給与額同士の比較では、このような人員構成の違いによる影響を大きく受けてしまい、適切な比較を行うことができないため、その影響を除去して比較する必要がある。そのため、一般的と考えられる給与決定要素の条件を合わせて、同種・同等の者同士の給与を比較すべきである。

また、本市の保育士及び幼稚園教員の給与の状況と民間給与の状況との適応性や、独自の給料表を作成するとした場合の給料表の昇給カーブ等を検証するため、役職段階ごとの給与水準について年齢等に応じた昇給カーブを把握できるように比較する必要がある。

なお、本委員会は、本年より本市行政職職員と民間企業従業員との公民比

較を行うに当たり、職種別民間給与実態調査により収集した民間給与データのうち給与額の上下 2.5%ずつ、合わせて5%のデータを公民比較の対象から除外する取扱いとしたところであるが、保育士民間給与調査で調査対象とした民間の保育士の職務内容は、本市保育士と同一であると認められ、また幼稚園教員民間給与調査で調査対象とした民間の幼稚園教員の職務内容は、本市幼稚園教員と同一であると認められることから、保育士民間給与調査及び幼稚園教員民間給与調査により収集した民間給与データについては除外しない取扱いとする。

#### ア 保育士の公民比較

本市保育士と民間における同職種従業員の給与決定要素について見てみると、年齢については共通しているが、役職段階については本市側と民間側とで内容に若干の相違が見られるところであることから、本市の係長級（保育所においては、いわゆる所長を務める者）の保育士については民間の施設長を、本市の主務級の保育士については民間の主任保育士を、本市の主務を除く係員級の保育士については民間の役職をもたない一般の保育士を、それぞれ対応させることとする。

ところで、職種、役職段階、年齢のほか、勤続年数についても給与決定に相当の影響を与えていると考えられるが、これまでの公民比較においては、年齢を比較要素とすることにより、ある程度勤続年数もカバーしていると考えられること、民間企業の賃金台帳には勤続年数の記入は義務づけられておらず、調査技術的に問題が大きいことなどから、公民給与比較の要素としてこなかった。しかし、保育士民間給与調査においては勤続年数の把握が可能であるとともに、その結果から民間の保育士の状況を見ると、年齢に比して勤続年数が短い者が多く、勤続年数が10年に満たない者が保育士全体で見ると8割を超えている。このような状況を考慮すると、本市と民間とで同種・同等の者同士の給与を比較するためには、役職段階及び年齢のほか、勤続年数についても考慮することが適当であると考え、年齢に応じ一定の勤続年数も加味して比較を行うこととする。

## イ 幼稚園教員の公民比較

本市幼稚園教員と民間における同職種従業員の給与決定要素について見ると、保育士の場合と同様に、年齢については共通しているが、役職段階については本市側と民間側とで内容に若干の相違が見られるところであることから、本市の園長級の教員については民間の園長を、本市の教諭級の教員については民間の役職をもたない教諭等を、それぞれ対応させることとする。勤続年数については、幼稚園教員民間給与調査に基づく民間の幼稚園教員の状況を見ると、年齢に比して勤続年数が短い者が多く、勤続年数が10年に満たない者が幼稚園教員全体で見ると8割を超えている。このような状況を考慮すると、本市と民間とで同種・同等の者同士の給与を比較するためには、保育士と同様、役職段階及び年齢のほか、勤続年数についても考慮することが適当であると考え、年齢に応じ一定の勤続年数も加味して比較を行うこととする。

## 3 公民給与の比較結果

2において検討した公民比較の方法に基づき、本市保育士、幼稚園教員と民間の同職種従業員の給与等を比較した結果は、以下のとおりである。

なお、本市の保育士については、昨年8月の行政職給料表の改正に伴う経過措置の対象となっている職員がおり、本市の幼稚園教員については、平成18年4月の給与構造改革における現給保障額を受給している職員がいるが、現在適用されている給料表の水準等の構造を検証するため、本来の給料表上の給料月額を基に算出した職員給与である経過措置が終了した又は現給保障額が解消されたとした場合の本市保育士、幼稚園教員の給与と民間の同職種従業員の給与との比較を行った。また、本市職員の給与については、給料及び管理職手当の減額といった給与減額措置が実施されているが、本委員会は、給与減額措置は本市の厳しい財政状況からとられた特例的な措置であることから、職員に本来支給されるべき給与、すなわち給与減額措置がないものとした場合の職員給与を基に比較を行うことが適当であると判断した。

## (1) 保育士

本市保育士のうち主務を除く係員級の保育士と民間の役職をもたない一般の保育士について、年齢階層及び年齢階層に応じ設定した勤続年数区分とが同等の者同士の給与を比較したものが参考資料第6表である。この表を見ると、すべての階層で本市側の給与水準が民間側を上回っている状況が見られた。

本市の主務級の保育士と民間の主任保育士について、同様に給与を比較したものが参考資料第7表である。本市側と民間側とで人員構成に大きな違いがあるため単純に比較することは難しいが、この表を見ると、40歳台後半以上かつ勤続年数10年以上の階層では給与水準は概ね均衡しているが、それ以外の階層では本市側が民間側を上回っている。

本市の所長に当たる係長級の保育士と民間の施設長について、同様に給与を比較したものが参考資料第8表である。この比較に関しては、民間側の調査データ数が少ないものの、給与水準は概ね均衡していると言える。

また、本市保育士と民間保育士の役職・人員構成を比較すると、役職をもたない一般の保育士について、その構成比率は民間側では全体の約9割である一方、本市側では2割程度となっており、本市側では主務級の保育士の構成比率が全体の7割近くを占めるのに対し、民間の主任保育士は1割に満たない状態にある。また、役職をもたない保育士の年齢構成を見ると、本市側では40歳台後半以降の職員は在職していないのに比べ、民間側では40歳台後半以降も在職しているなど、役職等の人員構成に大きな違いが見られたところである。

## (2) 幼稚園教員

本市の幼稚園教員のうち教諭級の教員と、民間の役職をもたない幼稚園教諭等について、年齢階層及び年齢階層に応じ設定した勤続年数区分とが同等の者同士の給与を比較したものが参考資料第11表である。この表を見ると、50歳台前半かつ勤続年数10年以上の階層で本市側の給与水準が民間

側を下回っているが、50歳未満の階層においては、本市側が民間側を大きく上回っている状況が見られた。

また、本市の園長級の教員と民間の幼稚園園長について、同様に給与を比較したものが参考資料第12表である。この比較に関しては、民間の幼稚園園長については、本市幼稚園園長と給与水準を比較すべきではないと考えられる法人の役員等を兼務している者などを除くと、調査データ数が少なく、また、民間側は年齢階層及び勤続年数区分ごとの給与水準の差が極端に大きく、直接的な比較は難しい状況が見られた。

また、幼稚園教員についても、本市側では20歳台の職員は3割程度であるが、民間側では7割程度となっているなど、保育士の場合と同様に、人員構成に大きな違いが見られた。

#### 4 保育士及び幼稚園教員の給与上の処遇等に関し考慮すべき事項

民間の保育士及び幼稚園教員の給与水準等と本市の保育士及び幼稚園教員の給与水準等の比較は以上のとおりであるが、民間の保育所及び幼稚園に対しては、その運営等に関して地方公共団体等から補助金が交付されており、民間の保育士及び幼稚園教員の給与決定には、一般的な営利企業における労働と利益の相関関係等に基づく給与決定とは異なる側面もある。

また、子どもの保育、教育に関しては、深刻な待機児童の解消や子どもの保育等に従事する人材の確保が全国的な課題となっており、様々な支援策がとられているところである。昨年8月には一人一人の子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指し、子ども・子育て支援法が成立し、その附則で「政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、幼稚園教諭、保育士（中略）等の処遇の改善に資するための施策の在り方並びに（中略）その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」との検討事項が盛り込まれている。

本市の保育士及び幼稚園教員の給与の在り方等を検討する際には、3で見

た民間給与の状況のほか、これら取組等の趣旨を踏まえ、保育士及び幼稚園教員の処遇確保の観点からの検討も必要であると考え。また、子どもの保育、教育は、論じるまでもなく非常に重要であることから、その職務の重要性を考慮し、給与面に限らず、より一層意欲と能力を発揮し、職務に邁進できるような環境整備、処遇等を検討していく必要があると考える。

上記に加え、本市の保育士及び幼稚園教員の給与の在り方を検討する際に、考慮すべき事項として次の諸点が考えられる。

## (1) 保育士

### ア 保育士等処遇改善臨時特例事業の影響

保育士の人材確保対策を推進する一環として、国において、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の離職抑制及び確保を進める保育士等処遇改善臨時特例事業が本年、新たに創設されたところである。こども青少年局によれば、当該事業の実施による本年分の対象職員の賃金改善のための資金の交付については、本年12月に年額を一括で支払うこととされており、また、賃金改善の具体的な内容、例えば職員の月例給に加算するか、賞与に加算するか等については各保育所で決定するものとされているとのことである。したがって、本年、本委員会が行った保育士民間給与調査の結果に、当該事業による賃金改善分は反映されていないことに留意しておく必要がある。

### イ 近隣の地方公共団体における状況

本市では、保育士に適用されている給料表は、先に述べたように一般の事務・技術職と同じ行政職給料表となっている。この点につき、近隣の政令指定都市における状況を見ると、本市と同様に行政職給料表を適用しているか、行政職給料表と同水準の給料表を適用している状況にある。行政職給料表については、都市により級構成や給料水準に相違が見られるが、保育士に適用される職務の級において、本市の水準が他都市と比べ高いといった状況にはない。

## (2) 幼稚園教員

### ア 小学校及び中学校の教員とのバランス

本市の幼稚園は、小学校や中学校等と同様に学校教育法上の公立学校であり、幼稚園教員は、小学校等の教員と同様に教育公務員特例法上の教育公務員である。また、国立幼稚園の教員には、平成16年4月の国立大学等の独立行政法人化までは、国立の小学校、中学校の教員と同じく国の教育職俸給表（三）が適用されていたところであり、本市幼稚園教員についても、同じ教育公務員である小学校、中学校の教員と同じ給料表が適用されている。

公立学校の教職員に関しては、その職務と責任の特殊性に基づいて、任免、給与、服務等について、教育公務員特例法等により地方公務員法の特例が定められており、特に、給与については、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（以下「人材確保法」という。）により、小学校、中学校等の義務教育諸学校の教育職員の給与は、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇処置が講じられなければならないとされており、小学校、中学校の教員と同じ給料表が適用されている幼稚園教員の給与も高い水準にあると言える。幼稚園教員については、人材確保法の適用対象とされていないことから、小学校、中学校の教員と同等の給与水準を確保しなければならないというわけではないが、教育職員の特殊性を考慮しつつ、小学校、中学校の教員の給与水準とのバランスにも一定の配慮をすることが必要ではないかと考える。

### イ 近隣の地方公共団体における状況

本市では、幼稚園教員に適用されている給料表は、先に述べたように小学校、中学校の教員と同じ給料表となっている。この点につき、近隣の政令指定都市における状況を見ると、本市と同様に小学校、中学校の教員と同じ給料表を適用しているか、小学校、中学校の教員に適用される給料表と同水準の給料表を適用している状況にある。近隣の政令指定

都市でも給料表の級構成は本市と同様であり、給料水準には若干の相違が見られるが、本市の水準と他都市の水準とはほぼ均衡している状況にある。

## 5 独自給料表の必要性

本市の保育士及び幼稚園教員について、ここまで、民間の同職種従業員の給与水準等との比較や、その給与上の処遇等に関し考慮すべき事項を述べてきたところであり、これらを踏まえ、本市の保育士及び幼稚園教員の給料表等、給与の在り方を検討する必要がある。

給与の中でも給料はその中心をなすものであり、具体的には給料表とそれを運用するための初任給、昇格及び昇給等の基準を定める規程等により決定され、本市においては、職員の給与に関する条例上、10の給料表が定められている。

給料表については、一般的には職務の種類に応じて定められるものであるが、少数の職員のみ適用される給料表が乱立し、また、人事異動により頻繁に適用給料表が変わるなど、煩雑な給与制度とならないよう、各給料表が適用される職員の数、人事交流の状況、勤務の実態等を考慮して効率的に定められる必要があると解されている。

これらの状況や、3で見た本市側と民間側との給与比較の結果等も踏まえ、本市の保育士及び幼稚園教員に現在適用されている給料表の妥当性や、新たに独自の給料表を作成すること等について、本委員会の見解を述べる。

### (1) 保育士

本市保育士については、現在、行政職給料表が適用されているところであるが、本市保育士の職務の種類は、行政職給料表適用者の大部分を占める事務・技術職員と明らかに異なり、本年4月現在において1,000人以上の保育士が在職していること等も考慮すると、本市保育士に行政職給料表を適用すべき合理性は乏しいと言える。



その上で、本市と民間との給与の状況を見てみると、役職をもたない一般の保育士を中心に、相当程度の隔たりがあることが判明したところであり、これらの状況を総合的に考慮すると、本市保育士については、行政職給料表ではなく、新たに独自の給料表を作成し、それを適用することを検討すべきではないかと考える。

## (2) 幼稚園教員

本市幼稚園教員については、大阪府の小学校及び中学校の教員に適用されている給料表に準じて定められた給料表である幼稚園・小学校・中学校教育職給料表が適用されているところである。幼稚園教員は小学校等の教員と同様に教育公務員であり、子どもの教育等をつかさどるという意味では、その職務にはある程度の類似性が認められるとはいうものの、幼稚園教員を含む教員免許は学校種ごとに定められているものであること、幼稚園は小学校及び中学校と異なり義務教育をつかさどる教育施設ではないことなどを考慮すると、小学校又は中学校の教員と職務の種類が同等とまでは評価できないと考える。また、本年4月現在において、幼稚園・小学校・中学校教育職給料表が適用されている小学校又は中学校の教員は講師等の臨時的任用職員しか存在しないことや、幼稚園教員と小学校又は中学校の教員との間の人事交流も考え難いことなども考え合わせると、本市幼稚園教員に大阪府の小学校及び中学校の教員に準じるよう、幼稚園・小学校・中学校教育職給料表を適用していることは、必ずしも適当であるとは言えないと考える。

その上で、本市と民間との給与の状況を見てみると、役職をもたない一般の教諭級において、大きな隔たりがあることが判明したところであり、これらの状況を総合的に考慮すると、本市保育士の場合と同様に、本市幼稚園教員についても、新たに独自の給料表を作成し、それを適用することを検討すべきではないかと考える。

## 6 独自給料表を作成する場合の意見

5で述べたように、本市保育士及び幼稚園教員については、それぞれ新たに独自の給料表を作成し、それを適用することを検討すべきではないかと考える。新たな給料表を作成するに当たっては、3で見た民間の給与の状況等を参考に検討することとなるが、今回、民間の保育士及び幼稚園教員の給与等を調査し、本市の保育士及び幼稚園教員の給与等と比較を行ったことは、本委員会として初めての取組でもあり、その比較方法等について、行政職給料表適用者に対する公民比較のような長期的、全国的な蓄積がなく、更なる研究・検討が必要であることや、保育士及び幼稚園教員については、本市側と民間側とで、その組織・人事の構造が大きく異なることに留意しておく必要がある。また、民間の給与の状況のほか、4で述べた内容も考慮の上、本市保育所及び幼稚園の運営に支障をきたすことのないよう、とりわけ、待機児童の増加など、児童及び保護者等に悪影響を及ぼすことのないよう、十分に配慮し、検討する必要があると考える。

これらを踏まえた上で、本市の保育士又は幼稚園教員に適用される新たな給料表を作成する場合の、本委員会の意見はそれぞれ次のとおりである。

### (1) 保育士

民間の保育士の人員構成は、半数以上が20歳台であり、勤続年数は8割以上が10年未満となっているなど、その組織・人事の構造は若年層が中心となっており、また人材の流動化が激しいこと等が推測され、本市保育士の状況とは大きく異なっている。とりわけ中・高年齢層については民間側の調査データ数が少ないことに留意しておく必要がある。

その上で、民間の保育士の役職段階等の状況を考慮すると、新たに保育士に適用する給料表については、所長級の保育士に適用される職務の級と役職をもたない一般の保育士に適用される職務の級に、主任級の保育士に適用される職務の級を加えた3級制とすることが適当であると考えられる。

ア 役職をもたない一般の保育士に適用される職務の級の在り方

役職をもたない一般の保育士に適用される職務の級について、本年4月時点における本市の保育士の初任給（地域手当を含む。）は短大卒で173,765円、大学卒で188,600円となっており、民間側の若年層に支給される給与額と大きな差がない結果となっており、また、人材確保の観点からも新規学卒者に適用される号給の水準については、現在の水準から大きな変更をする必要はないと考える。

最高号給の水準については、民間側の50歳台後半かつ勤続年数10年以上の階層の給与水準に鑑みると、現在の行政職給料表2級の最高号給水準から引下げを検討する必要があると考える。しかし、先に述べたように、民間側と本市側とでは、その組織・人事の構造に大きな隔たりがあり、民間側の50歳台後半かつ勤続年数10年以上の階層の給与水準と直接均衡するよう、最高号給水準を設定することには疑問が残る。そこで、本市保育士の8割以上を占める短大卒程度の一般的な民間従業員の状況について、厚生労働省の賃金構造基本統計調査（以下「賃金センサス」という。）の平成22年から平成24年の3年分の調査データ（大阪市内）を用い、部長、課長、係長といった役職者や、医師、弁護士といった専門的・技術的職業従事者を除いて、年齢階層及び年齢階層に応じ設定した勤続年数区分ごとにその給与水準を把握することとした（参考資料 第6表）。民間の保育士の人員構成等の組織・人事の構造や4で述べた内容等も考慮すると、職員にその職務・職責に応じた適切な給与を支給するためには、民間の保育士の給与水準だけではなく、この賃金センサス結果により把握した50歳台後半かつ勤続年数10年以上の階層の給与水準も参考に、その最高号給水準を設定することが適当であると考え

#### イ 主任等の役職者に適用される職務の級の在り方

主任等の役職者に適用される職務の級について、初号付近の水準については、今後、当該役職に昇格すべき年齢階層等の民間における給与水準を参考に設定することが適当であると考え

最高号給の水準については、高年齢層における民間の主任保育士と本市の主務級の保育士の給与水準は概ね均衡していることから、現行の行政職給料表3級の最高号給の水準を参考に設定することが適当であると考えられる。一方、40歳台以下の階層では本市側が民間側の給与水準を上回る状況にある。これは現在の行政職給料表3級については、昨年8月に給料表の最高号給が大幅に切り下げられたことにより、号給数が減少し、最高号給に到達するために必要な年数が短くなり、40歳台になると最高号給に到達する職員が多くなっていることが考えられる。そのため、適切な号給数を確保することにより、民間給与の状況に近づけていく必要がある。

#### ウ 施設長である所長に適用される職務の級の在り方

施設長である所長に適用される職務の級については、民間の施設長と本市の保育所所長（係長級の保育士）の給与水準は概ね均衡していることから、現行の行政職給料表4級の最高号給の水準を参考にその最高号給水準を設定することが適当であると考えられる。

初号付近の水準については、現在、本市の保育所所長はすべて40歳台後半以上であり、その給与水準は概ね均一化していること、民間側においても施設長は40歳台後半以上が主であり、その給与水準も概ね均一化していることを考え合わせると、今後、所長級に昇格すべき年齢階層等にもよるが、最高号給の水準と大きな差を設ける必要はないのではないかと考える。

ただし、本市保育所所長と給与比較を行った民間の施設長については、調査データ数が少ないことに留意した上で、検討する必要がある。

なお、本市保育士給与の在り方の検討に関しては、以下の諸点についても十分留意しておく必要があると考えられる。

（一般職の任期付職員として働く保育士の給与水準について）

現在、本市では公立保育所の再編整備計画により保育所の民間委託等を

進めており、保育士を新たに本務職員として採用する状況にないことから、公立保育所の運営体制を維持するため新たに必要な人員については、保育士資格を有する者を、一般職の任期付職員として募集してきたところである。しかしながら、一般職の任期付職員の給与の設定方法については、その経歴を給与に反映する仕組みとなっていないことから、給与月額が低い水準に留まってしまっているにもかかわらず、勤務形態としてはフルタイム勤務に限定されている等の状況により、欠員補充に必要な人数を確保することにも苦労している状況にある。

このたび、本務職員である本市保育士について、給料表等の給与の在り方に関し言及を行ったところであるが、本市が公立保育所の運営体制を維持していく上で必要な人員については、一般職の任期付職員を引き続き確保していかなければならないことから、その給与水準の設定方法等についても検討する必要がある。

(公立保育所以外の職場等に配置されている保育士について)

本市には、公立保育所以外の、例えばこども青少年局各課や区役所等に配属され、局が担う各種事業や計画の企画・立案、民間保育所への指導や保育所整備、あるいは保育士の知識経験を活かした子育て支援施策に関する企画・立案等といった事務職員と同種の業務を担う保育士が一定数配置されている。

今回の保育士民間給与調査によって明らかになったのは、私立保育所等において保育業務に従事する保育士の給与水準であり、公立保育所で働く保育士の給与水準は、この民間保育士の給与水準を踏まえた上で、検討していく必要があるものの、職務内容が事務職員と同種と評価されるこども青少年局や区役所で働く保育士をどのように処遇すべきかについては、慎重に検討する必要がある。特に、現在、課長代理級である保育士については、すべて保育所ではなくこども青少年局において保育所運営の全体調整や企画立案などの統括的な業務や執行管理を行っており、その担当業務内容及び職責は、事務職員の課長代理級と同種・同等と認められるため、行

政職給料表を適用することにも妥当性があると考える。

## (2) 幼稚園教員

民間の幼稚園教員の人員構成は、約7割が20歳台であり、勤続年数は8割以上が10年未満となっているなど、民間の保育士と同様、その組織・人事の構造は若年層が中心で人材の流動化が激しいこと等が推測され、本市幼稚園教員の状況とは大きく異なっている。とりわけ中・高年齢層については民間側の調査データ数が少ないことに留意しておく必要がある。

その上で、給料表の級構成について検討すると、現在は、園長級に適用される職務の級、役職をもたない教諭等に適用される職務の級、講師及び助教諭等に適用される職務の級の3級制となっているが、民間側では園長と役職をもたない教諭等とは給与額に相当大きな差があり、その間に主任等の役職をもつ教諭等が存在すること、学校教育法上、特別の事情があるときを除いて幼稚園には園長、教諭のほか、教頭又は副園長を置くこととされていることから、新たに幼稚園教員に適用する給料表については、先に挙げた3つの職務の級のほか、主任教諭等に適用される職務の級を加えた4級制とすることが適当であると考える。

### ア 役職をもたない教諭等に適用される職務の級の在り方

役職をもたない教諭等に適用される職務の級について、本年4月時点における本市の幼稚園教諭の初任給（教職調整額及び地域手当を含む。）は短大卒で202,716円、大学卒で228,456円となっており、民間側の若年層に支給される給与額と比べ高額となっているが、新規学卒者に適用される号給の水準については、民間側の若年層に支給される給与額を参考にしつつ、人材確保の観点からの考慮も行い設定することが適当であると考える。

最高号給の水準については、民間側の50歳台後半かつ勤続年数10年以上の階層の水準に鑑みると、現在の幼稚園・小学校・中学校教育職給料表2級の最高号給水準から引下げを検討する必要があるが、先に述べ

たように、民間側と本市側とでは、その組織・人事の構造に大きな隔たりがあり、40歳台後半かつ勤続年数10年以上までの階層においては、本市側の給与水準が民間側を大きく上回っているものの、50歳台前半かつ勤続年数10年以上の階層において急激に民間側の給与水準が上昇し、本市側を上回るという歪な状況が見られるところであり、民間側の当該階層と直接均衡する水準とすることには疑問が残る。そこで、大学卒程度及び短大卒程度の一般的な民間従業員の状況について、(1)アで検討した保育士の場合と同様に賃金センサスの調査データを用い、年齢階層及び年齢階層に応じ設定した勤続年数区分ごとにその給与水準を把握した(参考資料 第11表)。民間側の人員構成等の組織・人事の構造や4で述べた内容等も考慮すると、職員にその職務・職責に応じた適切な給与を支給するためには、民間の幼稚園教員の給与水準だけではなく、この賃金センサス結果により把握した50歳台後半かつ勤続年数10年以上の階層の給与水準も参考に、その最高号給水準を設定することが適切であると考えられる。

#### イ 園長級教員に適用される職務の級の在り方

園長級教員に適用される職務の級については、本市側と民間側とで給与水準を直接比較することは困難であるものの、民間側の年齢・勤続年数区分ごとの人員数も考慮して、全体として見ると概ね同程度の給与水準にあると評価できるため、現行の幼稚園・小学校・中学校教育職給料表3級の最高号給の水準を参考にその最高号給水準を設定することが適切であると考えられる。

初号付近の水準については、現在、本市の幼稚園園長は40歳台後半以上が主となっており、その給与水準は概ね均一化していること、民間側においても園長は40歳台後半以上が主であることに加え、先に述べたように本市側と民間側の給与水準が全体として見ると概ね同水準にあると評価できることを考え合わせると、今後、園長級に昇格すべき年齢階層等にもよるが、最高号給と大きな差を設ける必要はないのではないかと

と考える。

ただし、本市の幼稚園園長と給与比較を行った民間の幼稚園園長については、非常に調査データ数が少ないことにも留意した上で、検討する必要がある。

#### ウ 主任教諭等に適用される職務の級の在り方

主任教諭等に適用される職務の級については、民間側の調査データ数が少ないこともあり、民間の状況に適応した給与水準を把握することが困難であるため、役職をもたない教諭等に適用される職務の級と園長級教員に適用される職務の級とのバランスを考慮して、その水準を設定することが適当であると考ええる。

#### エ 講師及び助教諭等に適用される職務の級の在り方

講師及び助教諭等に適用される職務の級については、民間側の調査データが存在せず、民間の状況に適応した給与水準を把握することが困難であるため、役職をもたない教諭等に適用される職務の級とのバランスを考慮して、その水準を設定することが適当であると考ええる。

### 7 給与処遇上の配慮の必要性

以上のとおり、本市保育士及び幼稚園教員の状況や調査に基づく公民給与の比較の結果等を考慮すると、保育士、幼稚園教員ともに新たにその職種独自の給料表を作成することを検討すべきではないかと考えるが、その給料表の水準を検討する場合に考慮すべき民間の保育士、幼稚園教員の給与水準については、厳しい状況が見られたところである。一方で、民間の保育士、幼稚園教員については、人員構成等の組織・人事の構造が本市側と大きく異なる状況が見られることなどから、直接的に職員給与水準を民間給与水準と均衡させることには慎重であるべきと考ええる。また、職員給与については、民間における給与のほか、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与も考慮して定められるべきものであるところ、近隣の政令指定都市においては、保育士については、ほとんどの都市で行政職給料表が適用されており、



また、幼稚園教員については、小学校、中学校の教員にも適用される給料表が適用されているか、若しくはそれと同水準の給料表が適用されているなど、本市の保育士及び幼稚園教員に適用されている給料表の水準は他都市と比べ高水準にあるわけではない。

このような事情に加え、待機児童の解消等の課題に対処していくためにも、保育士及び幼稚園教員に対する人材確保のための取組も、一定必要であると考えられることや、その生計の維持の観点からも、新たに給料表を作成する場合、極端に給与水準が引き下げられることがないように、4及び6等で述べた内容や、賃金センサス結果に基づく一般的な民間従業員の給与の状況等も考慮し、検討することや、新たに独自の給料表が適用されることにより給料月額が引き下げられる者については、段階的に引下げを実施する等の経過措置を設けることなど、給与処遇上の配慮が必要であると考えます。

近年、公務員給与については各方面より非常に厳しい目が向けられており、本市においても職員給与について種々の改革が実施されてきているところであるが、本市保育士及び幼稚園教員の給与についても市民の理解を得られるよう、適宜検証を行い、見直しを行っていくことが必要である。

本年、本委員会は初めて民間の保育士及び幼稚園教員の給与水準を把握するため調査を実施し、その結果等に基づき本市の保育士及び幼稚園教員の給料表等、給与の在り方の検討を行ったところであるが、初めての取組でもあることから、本委員会としては、今後、保育士及び幼稚園教員の給与等について、更に研究・検討を進めてまいり所存である。

